

## 議案第60号

大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う  
大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、大阪広域水道企業団の共同処理する事務を変更すること及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約を次のとおり変更することについて、関係市町村と協議する。

令和8年6月15日提出

摂津市長 嶋野 浩一朗

### 提案理由

大阪広域水道企業団の共同処理する事務に泉大津市、箕面市及び門真市に係る水道事業の経営に関する事務を追加するとともに、これに伴う大阪広域水道企業団規約を変更することに関し、関係市町村と協議することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものである。

### 大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約

大阪広域水道企業団規約（平成22年11月2日大阪府知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第2中「岸和田市」の次に「、泉大津市」を、「富田林市」の次に「、箕面市」を、「柏原市」の次に「、門真市」を加える。

### 附 則

この規約は、令和9年4月1日から施行する。